

農業経営内外での 女性の活躍を目指して ～支援組織としての取組について～

2020年10月22日

農林水産省 経営局 就農・女性課
女性活躍推進室 財津 博

内容

- I 女性農業者の経営への関与
- II ジェンダー平等
- III 農業委員への女性の登用状況
- IV 家族経営協定の推進
- V 支援する側の方々へのお願い
- VI 農林水産省の取組

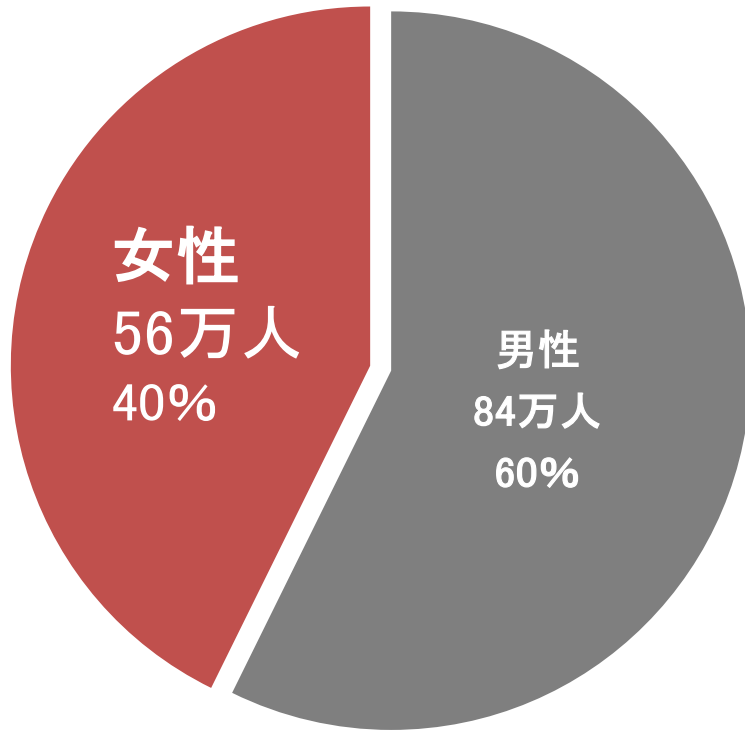
(参考)女性農業者のための事業の紹介

農業女子プロジェクトの紹介

I 女性農業者の経営への関与

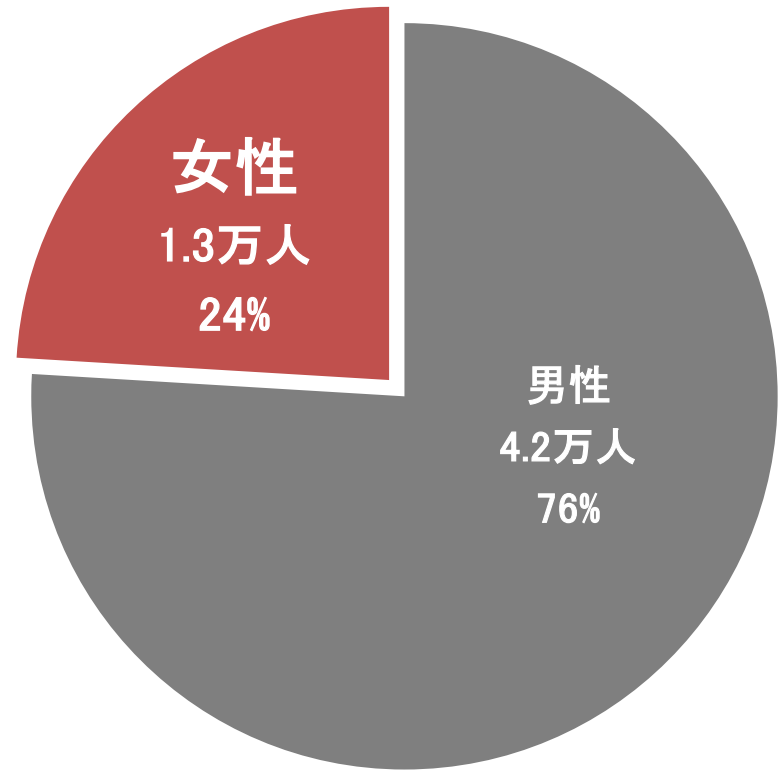
農業就業人口に占める女性の割合

基幹的農業従事者の男女割合
(2019年)



(資料)
農林水産省「平成31年農業構造動態調査」による。
注:「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、
普段仕事として主に農業に従事している者をいう。

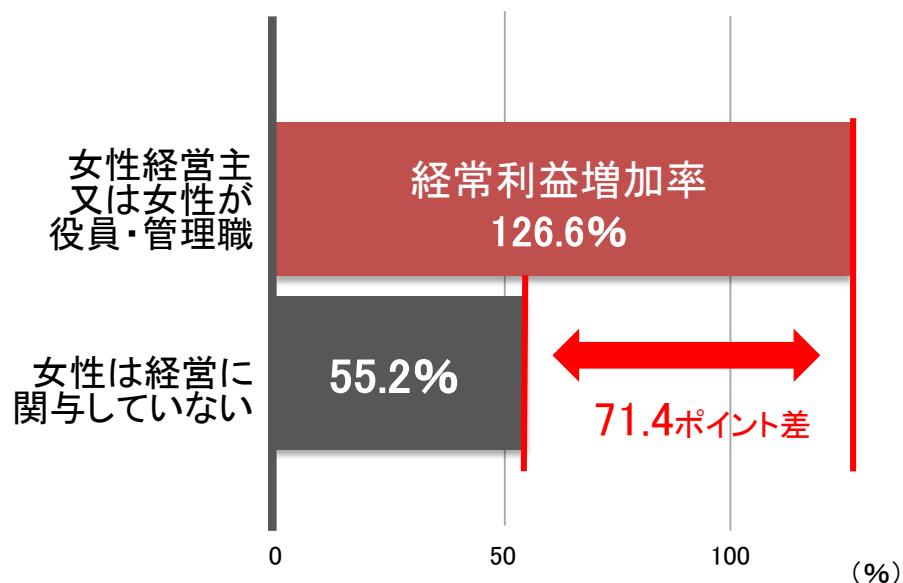
新規就農者の男女割合
(2018年)



(資料)
農林水産省「平成30年新規就農者調査」

女性が農業経営に関与すると収益力が向上

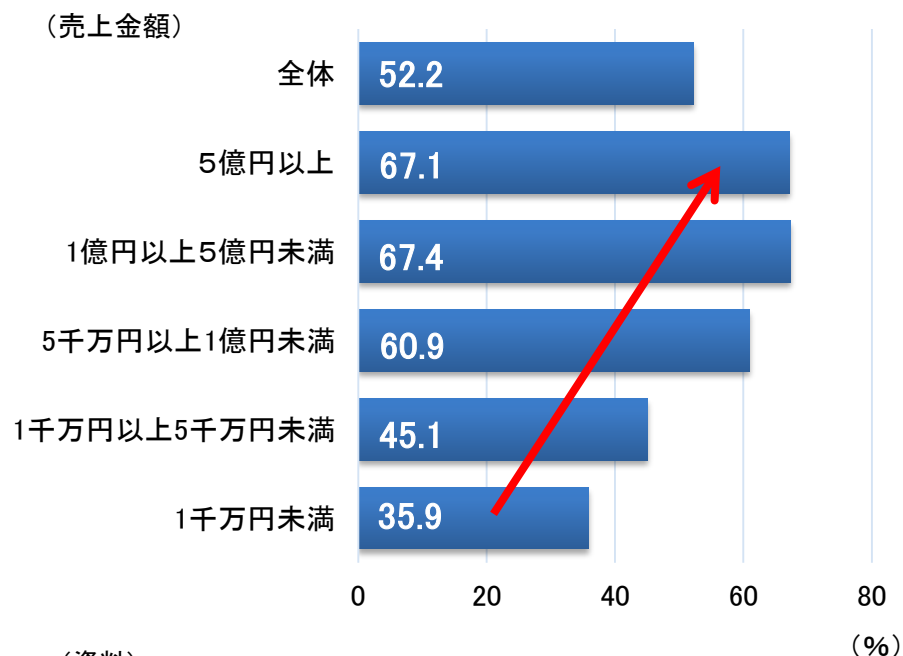
女性の経営への関与別経常利益増加率 (直近3年間)



(資料)

1. 株式会社日本政策金融公庫「平成28年上半期農業景況調査」(平成28年9月)による。
2. 調査対象は、日本政策金融公庫のスーパーL資金又は農業改良資金の融資先。

売上規模別 女性が農業経営に 関与している割合

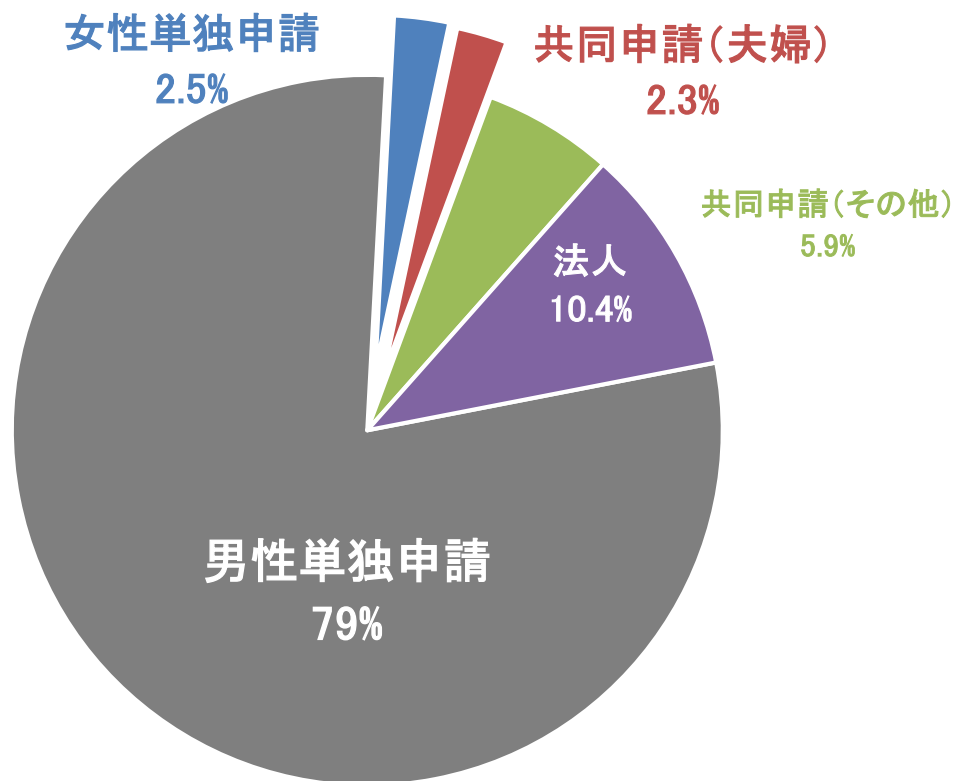


(資料)

1. 株式会社日本政策金融公庫「令和元年度7月農業景況調査」(令和元年12月)による。
2. 調査対象は、日本政策金融公庫のスーパーL資金又は農業改良資金の融資先。
3. 役員や管理職などとして女性が1人以上経営に関与している経営体の割合を示す。

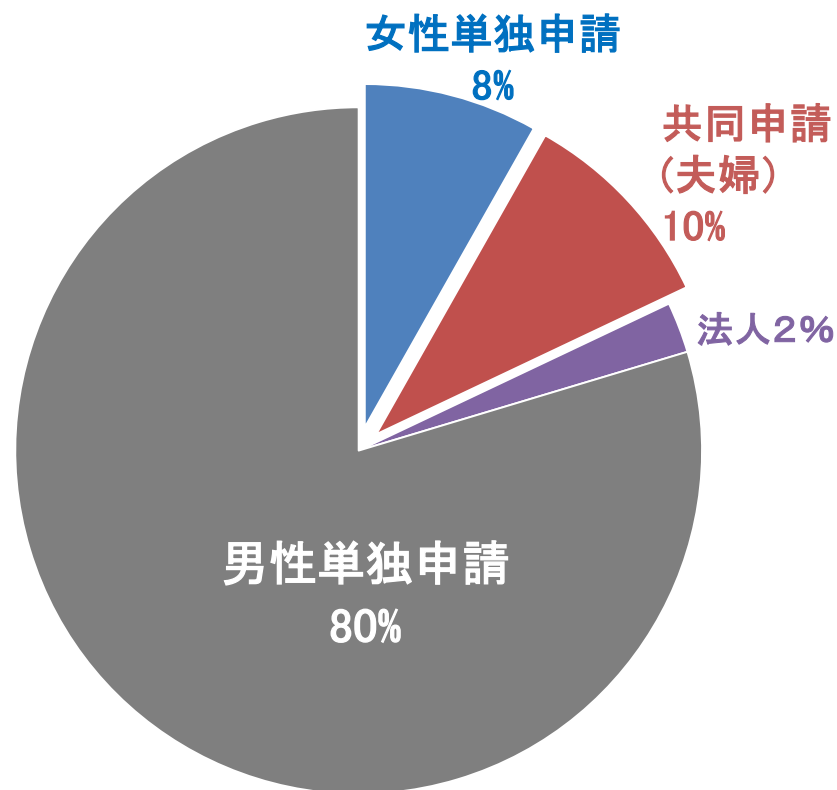
女性の認定農業者及び認定新規就農者

農業経営改善計画の認定状況 (2019年)



資料: 農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」

青年等就農計画の認定状況 (2019年)



資料: 農林水産省「認定新規就農者の認定状況」
平成31年3月末現在

女性の経営方針決定への関わり

経営方針の決定への関わり(販売農家)

| 区 分 | | 農業 | 酪農 | 肉用牛 | 養豚 | 養鶏 |
|------------------------------|--|------|------|------|------|------|
| | | 構成割合 | 構成割合 | 構成割合 | 構成割合 | 構成割合 |
| 経営者が男性の農家 | | 93.3 | 97.5 | 95.4 | 97.3 | 94.9 |
| 経営者以外で経営方針の決定に関わっている者がいる農家 | | 44.9 | 66.3 | 55 | 60.7 | 58 |
| 男女が関わっている農家① | | 7.3 | 19.9 | 11.1 | 16.1 | 11.5 |
| 男性だけが関わっている農家 | | 4.5 | 6.6 | 6.2 | 6.8 | 4.8 |
| 女性だけが関わっている農家② | | 33.1 | 39.7 | 37.7 | 37.8 | 41.7 |
| 経営者以外で経営方針の決定に関わっていない農家 | | 48.4 | 31.2 | 40.4 | 36.6 | 36.9 |
| 経営者が女性の農家③ | | 6.7 | 2.5 | 4.6 | 2.7 | 5.1 |
| 女性が経営方針の決定に関わっている農家 (=①+②+③) | | 47.1 | 62.1 | 53.4 | 56.6 | 58.3 |

資料:農林水産省「2015年農林業センサス」(販売農家)

Ⅱ ジェンダー平等

「持続可能な開発目標」 (SDGs)



2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標

5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

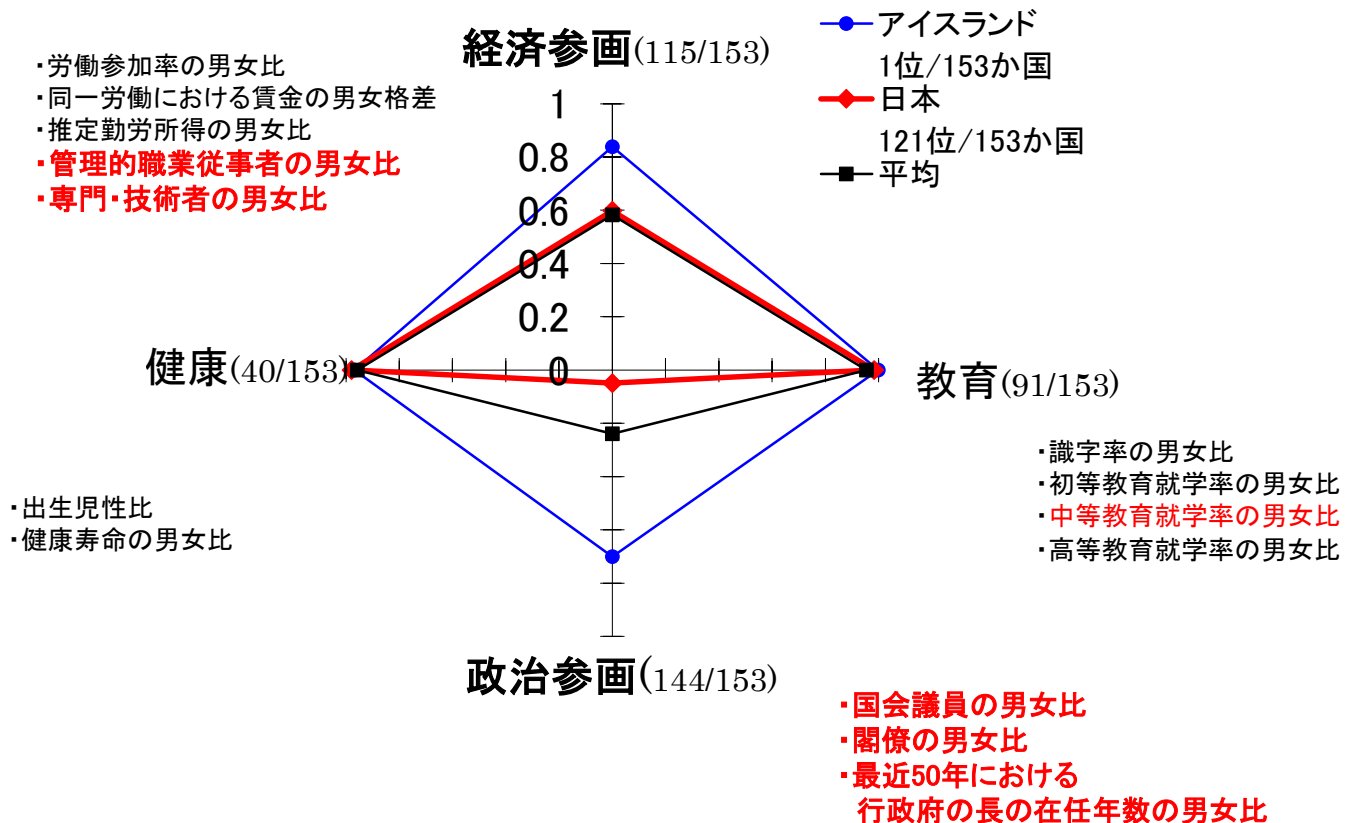


ジェンダー・ギャップ指数・2019年

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI: Gender Gap Index)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が、男女間の格差を、経済、教育、健康、政治の4分野の指標を用いて測定し、毎年公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となる。

ジェンダー・ギャップ指数 2019 : 153か国中 121位



| 順位 | 国名 | 値 |
|-----|----------|-------|
| 1 | アイスランド | 0.877 |
| 2 | ノルウェー | 0.842 |
| 3 | フィンランド | 0.832 |
| 4 | スウェーデン | 0.82 |
| 5 | ニカラグア | 0.804 |
| 6 | ニュージーランド | 0.799 |
| 7 | アイルランド | 0.798 |
| 8 | スペイン | 0.795 |
| 9 | ルワンダ | 0.791 |
| 10 | ドイツ | 0.787 |
| 15 | フランス | 0.781 |
| 19 | カナダ | 0.772 |
| 21 | 英国 | 0.767 |
| 53 | アメリカ | 0.724 |
| 76 | イタリア | 0.707 |
| 81 | ロシア | 0.706 |
| 106 | 中国 | 0.676 |
| 108 | 韓国 | 0.672 |
| 121 | 日本 | 0.652 |

(備考1) 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成

(備考2) 世界平均よりスコアが低い項目は赤字で記載

ジェンダー (gender) とは？

- ジェンダーとは、人間が持って生まれた生物学的な性別 (sex)ではなく、社会的・文化的に形成された性別のこと。「女(男)とは、こういうものだ」という通念を基礎にした男女の性別をいいます。
- 「男らしさ、女らしさ」「女は家事・育児、やさしい、こまやか」「男は仕事、強い、責任感がある」などの見方や、服装、髪型、態度、言葉遣い、色使い、進路選択、余暇活動の種類などは、「自然な特性」に基づいていると思われがちですが、男女の生物学的な性差はごく限られており、こうした通念や固定的性別役割分担にとらわれた見方をジェンダーバイアス (gender bias)といいます。

(参考) アンコンシャス・バイアス

企業や地方自治体で
研修テーマにも

- 無意識の偏見、無意識の思い込み、無意識の偏った考え方
例：普通は・・・、女性は・・・、血液型A型は・・・、最近の若者は・・・

Ⅲ 女性の農業における政策・方針決定過程への参画状況

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

② 経営継承や新規就農、人材の育成・確保等

エ 女性が能力を発揮できる環境整備

農業や地域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしているため、認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請や補助事業等の活用を推進する。また、地域農業に関する方針策定への女性参画を推進するため、地域をリードできる女性農業者を育成し、農業委員や農協役員への女性登用などを一層推進するとともに、全国の女性グループ間ネットワークを構築する。さらに、「農業女子プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農業者が活動しやすい環境を作る。またこれらの活動を発信し、若い女性新規就農者の増加につなげる。

(2) 農業現場を支える多様な人材や主体の活躍

③ 多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進

(前略) 農業の現場に必要な人材を確保していくためには、他産業と遜色ない働きやすい環境を整え、就職氷河期世代を含む若者、女性、他産業を退職した人材、高齢者、障害者、生活困窮者等、多様な人材を確保し、それぞれが持つ知見、経験、能力などの強みを活かしつつ、農業経営体や地域を支える取組の推進が必要である。このため、(中略) 家族経営協定の締結による就業条件の整備、農福連携の推進など、誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりを推進する。

(3) 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保

① 担い手への農地集積・集約化の加速化

ア 人・農地プランの実質化の推進

担い手への農地の集積・集約化に当たっては、(中略) 人・農地プランの実質化を推進する。また、地域における話し合いへの女性農業者の参画を促進する。

3. 農村の振興に関する施策

(3) 農村を支える新たな動きや活力の創出

③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等

農業の多面的機能に関する国民の理解の促進を図るため、(中略)地域の若者や女性の発想、農業以外の分野からの新たな視点により、農村の魅力の掘り起こし・磨き上げ・発信を促進し、(中略)国民への理解の促進・普及等を図る(後略)。

第4次男女共同参画基本計画（2015年12月 閣議決定）抜粋

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

I あらゆる分野における女性の活躍

【第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進】

3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を一層促進する仕組みづくりを働きかける。

また、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位向上に向けた取組を推進する。

4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革

女性が過重な負担を負うことがないよう、働きやすい作業環境の整備等を進めるとともに、農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進する。

また、農山漁村の一部でいまだ根絶されていない固定的な性別役割分担意識等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。

2030運動 「2020年30%」の目標

- 社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度となるよう期待する

(2003年6月20日男女共同参画推進本部決定)

⇒2020年代の可能な限り早期に30%を目指す

第4次男女共同参画基本計画 2015年12月⇒第5次計画を策定中

【農林水産関係 成果目標 2020年度】

○農業委員に占める女性の割合

→10%(早期)、更に30%を目指す 2019年:12.1%

○農業協同組合の役員に占める女性の割合

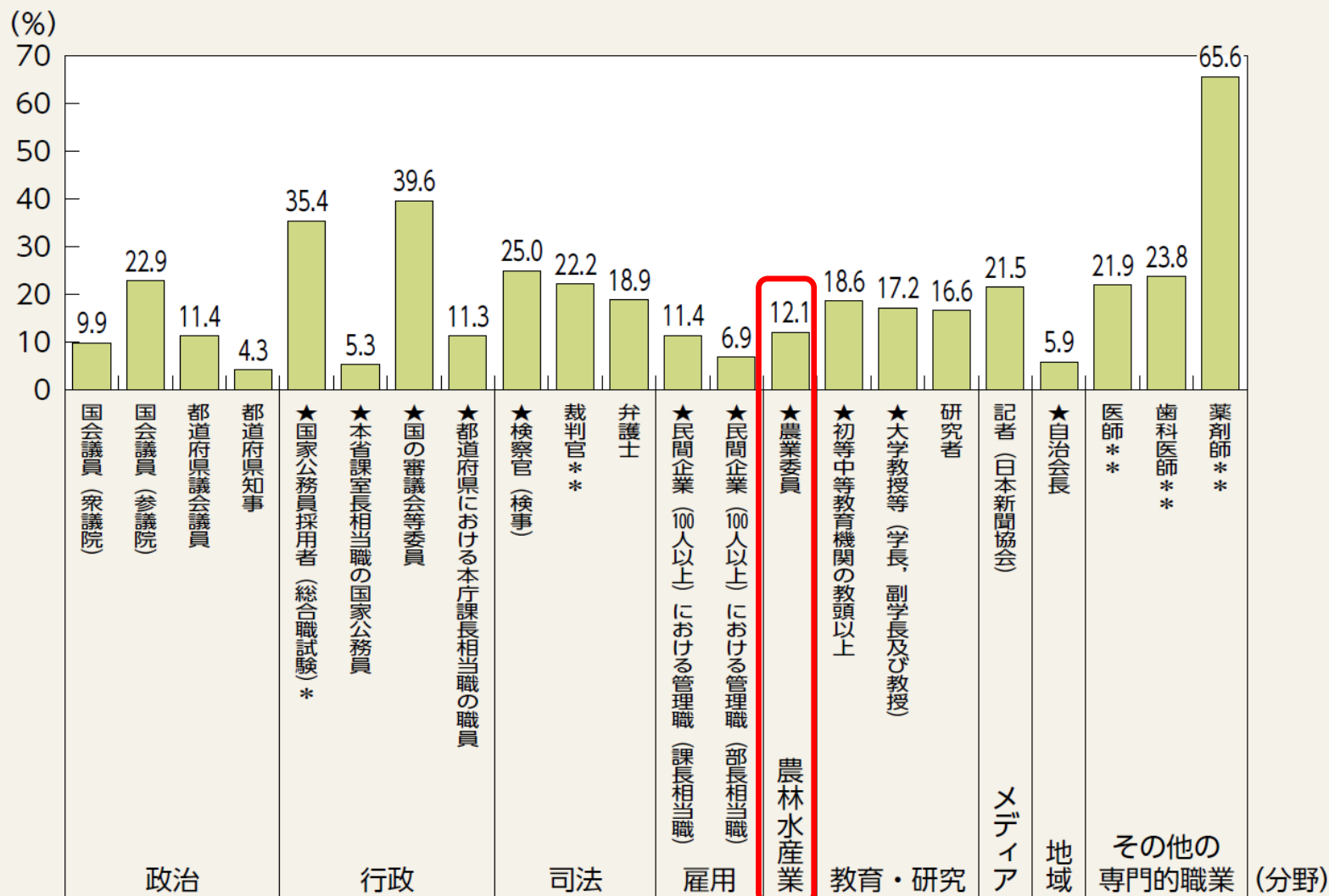
→10%(早期)、更に15%を目指す 2019年:8.4%

黄金の3割理論

「少数派が構成人数の30%を超えると組織の意思決定に影響力をもつようになる」

ハーバード大学ビジネススクール ロザベス・モス・カンター教授

I-1-14図 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合



(備考) 1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(令和元年度)より一部情報を更新。
 2. 原則として平成31/令和元年値。ただし、*は令和2年値、**は平成30年値。
 なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。
 また、「国家公務員採用者(総合職試験)」は、直接的に指導的地位を示す指標ではないが、将来的に指導的地位に就く可能性の高いもの。

指導的地位（農業委員／農協役員）への女性参画を促進

改正農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び改正農業協同組合法（昭和22年法律第132号）（平成27年9月成立、平成28年4月施行）

農業委員会法（第8条 第7項）

市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

農業協同組合法（第30条 第13項）

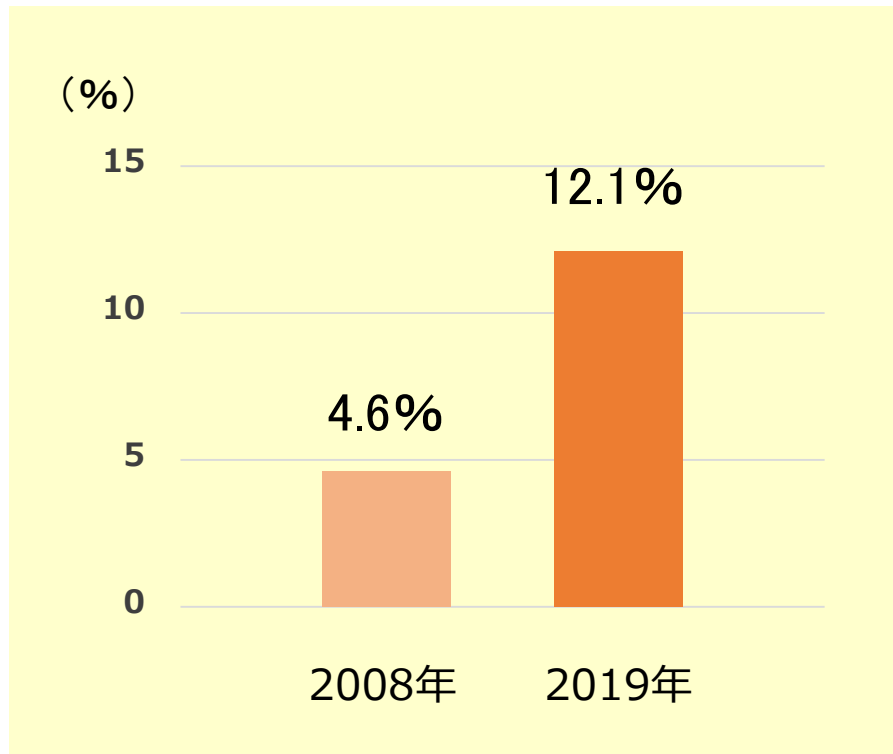
農業協同組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。



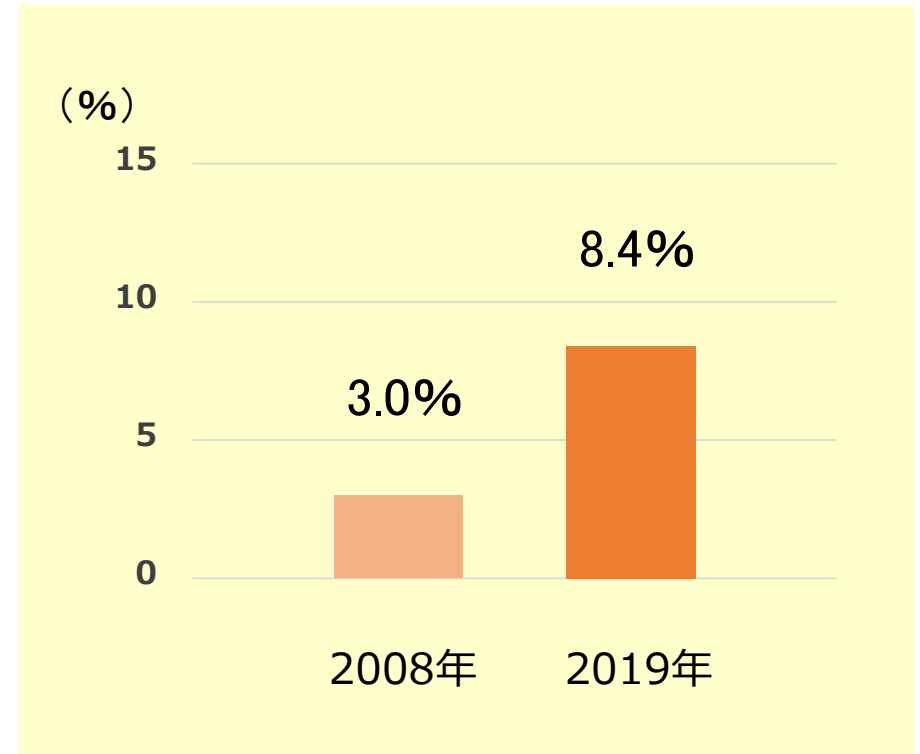
- ・全国各地における女性農業委員の研修会や改正農業協同組合法に係る説明会を開催
- ・女性の登用状況の調査・公表，女性の登用促進に向けた推進活動等を実施

地域の農業政策・方針決定過程への女性の参画

○農業委員に占める
女性の割合



○農業協同組合役員に占める
女性の割合



<目標> (第4次男女共同参画基本計画)

早期に10%、2020年度までに30%

早期に10%、2020年度までに15%

農業委員会への女性登用の効果

新たな女性選任委員登用によって、新たな人的ネットワークが組織に加わることで
遊休農地の解消・発生防止および農業者年金への加入促進
について正の効果をもたらしているとともに、
農地の権利移動に関する業務については選出方法及び
性別差が認められない
という結果

(出典)

農業委員会における女性登用のインパクト 2016年3月

高山太輔(明海大学)堀部篤(東京農業大学)中谷朋昭(北海道大学)

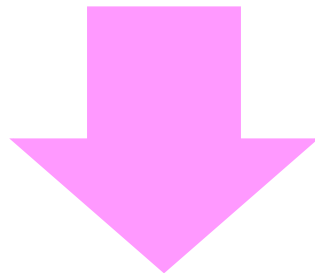
※調査:全国797農業委員会 2011~2014

農協における女性の参画の効果

- 生活者・消費者の視点から農協の活動や事業の見直し
- 新しい活動や事業の創出

事例：

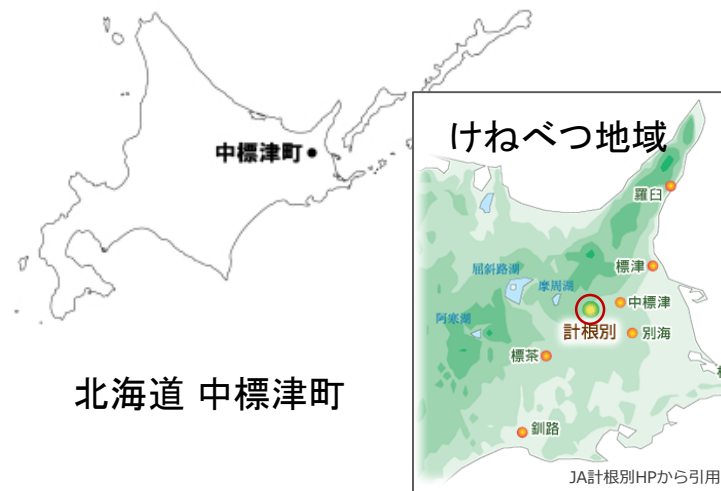
- ・子育て支援に取り組むことで、農協と若い世代の接点
- ・直売所への調理場設置
- ・信用事業や共済事業の窓口対応向上や支店の美化



JAによる地域の子育て支援事例

JAけねべつこども館えみふる(託児所兼児童館)

地域の新規就農者(酪農)向けの子育て支援として、JAけねべつ管内の酪農家が利用可能な中標津町営の託児所兼児童館施設を平成31年4月に開設。JAは、施設の貸与及び保育士の人件費を一部補助。



これまでの流れ

背景:酪農新規就農者の参入による子育て支援ニーズの高まり

- ①JAけねべつと中標津町、北海道庁根室農振局、北海道農政事務所釧路支局が連携し検討を開始(平成29年～)
- ②JAけねべつ事務所内にて親子サロン・お試し一時預かりを開始(平成29年11月～)
- ③「JA計根別こども館えみふる」開設(平成31年4月)

事業主体:中標津町(国土交通省補助金を使用)

※一時預かり農協優先枠設定

(組合員のうち農業者家族、JA職員家族、農業高校教職員家族、管内の酪農ヘルパー家族及び上記で働く従業員家族が対象)



子育てサロンの様子

IV 家族経営協定の推進

家族経営協定の推進

2019年 家族経営協定 締結状況

| | |
|-----------------|--------------|
| 家族経営協定 締結農家数 | 5.8万戸 |
| 主業農家数 | 23.6万戸 |
| 主業農家に占める締結農家の割合 | 24.7% |

○家族経営協定 締結事例

作目と部門の分担で全員が活躍できる経営を！

神奈川県小田原市

- 2015年締結
- 柑橘、キウイフルーツ、オリーブ等果樹栽培



娘夫婦への経営継承を契機に、2世代4人で締結。
取決内容: 担当する作目・業務部門、就業条件、
家族行事等
家族全員が認定農業者となった。新規栽培技術習得のための時間も確保。

就農後、5年を待たずに目標達成！

岩手県下閉伊郡岩泉町

- 2012年締結
- 畑わさび栽培



夫婦で新規就農を契機に締結
取決内容: 農作業分担、労働時間・休日、
家事・育児
2016年には、販売額、収穫面積とも達成

家族経営協定の事例

家族経営協定書

この協定書は、(経営主)〇〇〇〇〇(妻)△△△△△が相互に責任有る経営への参画を通じて近代的な農業を確立するとともに健康で明るくゆとりあるくらしの実現を目的とする。

経営計画

1 経営計画

経営目標と計画は随時話し合いにより決定する。
一週間の作業日程も話し合いにより決定する。

役割分担

2 役割分担

[経営主]親豚全般の管理、種付け、餌給仕、肉豚と場運搬、糞尿処理、畑管理、餌の注文、薬の配合、病気豚の治療

[妻]親豚分娩管理(出産介護、温度管理、洗浄他)、肉豚出荷後豚の豚舎移動、子豚離乳後の管理、餌給仕、農業簿記記帳、出納簿般管理、家事一般

[共同]出荷豚の計量、豚の移動後の振り分け、肉豚の出荷積み込み、親豚の種付け後の移動、フォークリフト運転

☆どちらかが家を空けるときはお互いの作業をこなす。

労働報酬

3 労働報酬

有限会社経営により各人月極、給与体系をとる。

農業簿記記帳により税理士管理

支払い方法:預金口座と現金

支払金額:決算後役員会において決定する。

労働時間

4 労働時間

[労働時間]午前6時～午後6時(9時間)

昼休みは12時～3時と長くとる。(ショッピング、昼寝、外出等自由に使う)

[休日]日を決めず月 2回

☆お互いに家を空ける時は事前申告により作業工程を工面する。

☆夫婦一緒に趣味(パラグライダー)を楽しむため、豚舎の朝夕の給仕、見回り等出来る範囲内の作業とする。

経営移譲

生活に関すること

5経営移譲

[農業経営]最盛に働くのは60歳までとし、それ以後は後継者がいれば移譲する。
後継者がいない時は経営を縮小し、趣味の時間等を増やす。
[家計移譲]農業経営に準ずる。

6生活に関すること

(1)研修、旅行

毎月1回養豚仲間と夫婦で会食を兼ねて情報交換会、新年会、お花見会、取引先を交えての情報交換会に参加。秋期研修旅行(夫婦で国内)、忘年会(夫婦で温泉一泊)

☆一泊は夕方仕事終了後現地集合、翌朝食後解散です。

(2)健康診断

町の住民検診(癌、肺、簡易人間ドッグ)を年1回受診する。

(3)生活費の負担

月給の中から夫婦合わせて出費する。

(4)老後

老後の生活費確保のため農業者年金、国民年金、みどり年金、個人年金に各人毎が加入。

この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度、話し合いの上決定するとともに必要に応じて立会人に相談の上見直しをする。

(付則)

- 1 この協定書は、平成xx年x月x日から実施する。
- 2 この協定書の有効期限は、実施の日より1年とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新する。
- 3 この協定書は6部作成し、経営者夫妻、立会人が各1通を保有する。

平成 年 月 日

協定締結者

住所: ○○○○○×××××

経営主A

妻 B

立会人

立会人C

立会人D

立会人E

立会人F

V 支援する側の方々へのお願い

周囲の方々へのお願い 配偶者の方々へ

女性農業者が農業や地域で輝くために！

- 1 家事・育児への協力
- 2 女性農業者が積極的に活動することへの理解
- 3 労働に見合った報酬や収益の配分
- 4 適切な労働時間の設定・休日の確保
- 5 経営方針決定への参画の後押し
- 6 セミナーや研修会への参加を声かけ

具体的にお願ひしたいこと・・・

- ・ 家族経営協定締結の推進（1、3、4をカバー）
- ・ 経営改善計画の共同申請（ともに認定農業者に）

周囲の方々へのお願い 支援する組織の方々へ

女性農業者が農業や地域で輝くために！

- 1 家族経営協定締結の推進
- 2 経営改善計画の共同申請(ともに認定農業者に)
- 3 女性同士の学び合いのきっかけづくり
- 4 補助金、セミナーや研修会等の情報を通知夫婦連名で
- 5 表彰も夫婦連名で！
- 6 女性への声かけ、相談体制

VI 農林水産省の取組

農林水産省の取組

●令和元年度 食料・農業・農村白書で女性農業者を特集

- ・ 過去60回の白書で女性農業者について特集を組んだのは初めて
- ・ 農業・農村の持続的な発展に向け、女性が働きやすく暮らしやすい環境整備を進めることで、さらなる活躍を推進

●農業における女性の活躍推進に向けた検討会 (2020年7月～)

- ・ 生産者、学識経験者、ジャーナリスト等がメンバー
 - ① 農村での意識改革
 - ② 女性の研修へのアクセス改善
 - ③ 地域をリードする女性農業者の育成を実現していく方策を検討
- ・ 12月頃 報告書公表

女性農業地域リーダー育成支援

○女性農業コミュニティリーダー塾

対象:女性農業者

内容:農業コミュニティ活動をリードする「ノウハウ」と実践する「ヒューマンスキル」を身につける実践型研修。

- ・実践編は全国2か所(東京・大阪)全5回
- ・基礎編は、実践編の導入として全国各地で実施。

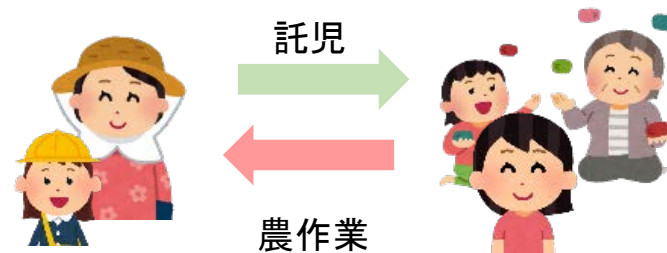
研修



農業における子育て地域ネットワークへの支援

女性農業者の託児と農作業を地域で一体的にサポートする地域ネットワークの構築のため

- ・先進事例の調査
- ・模範となる普及モデルの検討
- ・モデル地区実証等を実施



<モデル地区実施主体>

- ・市町村
- ・農協等の関係団体
- ・民間団体
- ・これらの団体による協議会 等

女性が変える未来の農業推進事業

【令和3年度予算概算要求額 85（75）百万円】

＜対策のポイント＞

女性農業者が能力を発揮して活躍でき、また女性にとって魅力ある職業として農業が選択されるよう、**地域の女性グループ活動支援、地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成及び託児や農作業代替を一体的にサポートするネットワーク構築を支援**します。

＜事業目標＞

- 女性の認定農業者の割合の向上
- 農業委員に占める女性の割合の向上
- 農業協同組合役員に占める女性の割合の向上

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 地域の女性グループ活動支援

35（-）百万円

女性農業者グループによる女性活躍に向けた活動の活性化を図るため、地域の女性グループに対し、**組織力向上のための研修支援や、課題に即したアドバイザー派遣を支援**します。

2. 地域の女性リーダー育成支援

15（40）百万円

地域農業の方針策定に参加する女性を増やすため、**農業委員、JA役員等に必要な知識やスキル習得を支援**します。

3. 子育て地域ネットワーク構築支援

35（35）百万円

子育て世代の女性農業者の育児の負担を軽減し、農業経営力向上や働きやすい環境整備を促進するため、**託児・農作業代替活動を地域で一体的にサポートするネットワークの構築を支援**します。

（関連事業）

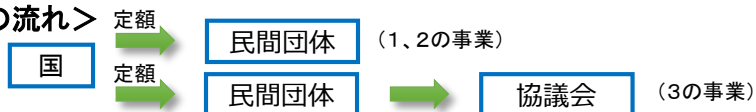
強い農業・担い手づくり総合支援交付金等

女性農業者が積極的に採択されるよう配分ポイント加算等により農業用機械・設備の導入等を支援します。

農の雇用事業等

女性の活躍推進に資する環境整備等を支援します。

＜事業の流れ＞



1. 地域の女性グループ活動支援



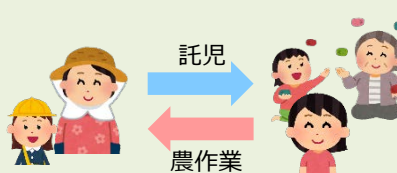
地域の女性農業者グループが潜在的に抱えている課題を明確化し、課題やニーズに応じた**アドバイザーを派遣し、伴走支援**等の取組を実施します。

2. 地域の女性リーダー育成支援



オンライン、又は対面による、
・コミュニケーション力、ファシリテーション力
や関連法の**基礎知識の習得**
・**現役女性農業委員やJA役員との交流**
を支援します。

3. 子育て地域ネットワーク構築支援



女性農業者の託児と農作業を地域で一体的にサポートする**地域ネットワーク構築**に向けた**モデル地区実証**を実施します。



1～3の事業を通じ、女性農業者の能力発揮と女性にとって魅力ある職業としての「**農業**」が選択されることを目指します。

(参考)「農業女子プロジェクト」について ～概要～

趣旨

「農業女子プロジェクト」は、農業内外の多様な企業・教育機関等と連携して、農業女子の知恵を生かした新たな商品・サービスの開発、未来の農業女子をはぐくむ活動、情報発信等を行い、社会全体での女性農業者の存在感を高め、女性農業者自らの意識の改革、経営力の発展を促し、職業としての農業を選択する若手女性の増加を図ります。農業女子同士のネットワークづくりにも取り組んでいます。

参加メンバーデータ



農業女子メンバー
全国 **823**名



参画企業
36社



教育機関
7校

(2020年9月時点)

具体的な取組

企業プロジェクト

企業と農業女子メンバーが協同で新たな商品やサービスの開発等を行い、女性農業者の活躍や魅力を発信（それぞれの企業活動の一環として推進）

チーム“はぐくみ”

高校・大学等の教育機関と活躍する魅力ある農業女子メンバーが連携し、農業を志す学生の発掘や動機づけ、意識の向上のための取組を実施

SDGs活動の発信

“農業者のわたしたちができる5つのこと”として農業女子メンバーのSDGs活動を発信

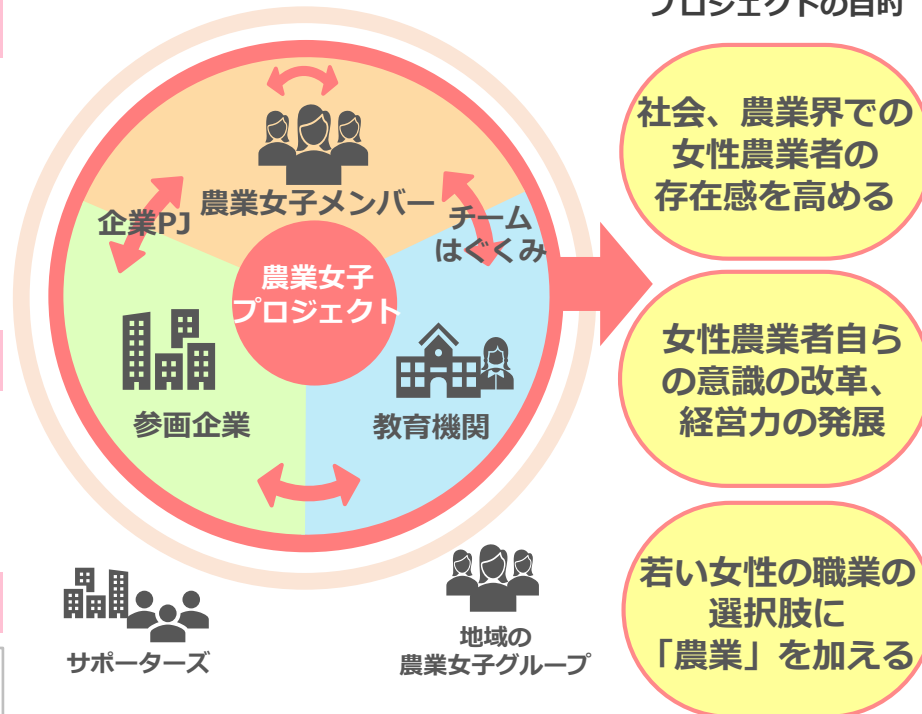
農業女子ラボ活動

メンバー自らの関心の高いテーマについて自主的に勉強会等を実施

SNSやイベント等を活用した
女性農業者の魅力発信



プロジェクトの目的



社会、農業界での
女性農業者の
存在感を高める

女性農業者自らの
意識の改革、
経営力の発展

若い女性の職業の
選択肢に
「農業」を加える

第7期 農業女子プロジェクトの活動方針

(2019年11月～2020年10月)

グループ同士の繋がりづくりによる
全国の農業女子メンバーのネットワーク強化！

- 1 地域グループや農業女子ラボ等の自主的な活動の推進
- 2 グループ間のネットワーク作りの促進
- 3 SDGsに係る取組の推進（6期に引き続き）

「農業女子プロジェクト」の情報発信



公式ホームページ



公式Facebook

プロジェクトの活動報告などを
農業女子メンバー、参画企業、
教育機関、事務局から随時発信



<http://nougyoujoshi.jp/>

農業女子プロジェクト WEB検索

プロジェクトの活動報告、
農業女子のコラムなどを
事務局から週2～3回発信

<https://www.facebook.com/nougyoujoshi.project/>

農業女子プロジェクト Facebook検索



公式Instagram

日々の活動を
農業女子メンバーと事務局から
随時発信

#nougyoujoshipj Instagram検索

